

## 協議事項 1

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和4年1月24日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

[神戸市立学校園における感染確認状況]

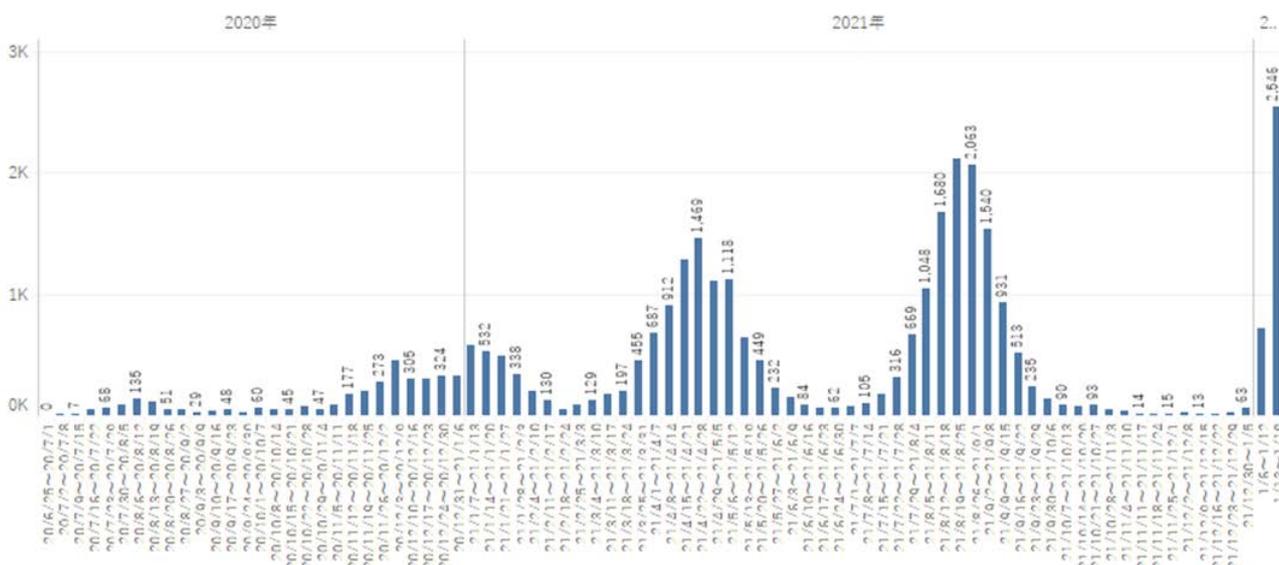
学校園における感染者の推移 (R4.1.19 現在)

(人)

	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校・高専	児童生徒計	教職員	総計
令和2年7月		3	3		1	7	1	8
令和2年8月		9	2		2	13	3	16
令和2年9月		24	4			28	5	33
令和2年10月		5	5		1	11	0	11
令和2年11月		19	10			29	1	30
令和2年12月		20	20	1	3	44	6	50
令和3年1月		40	51	1	5	97	7	104
令和3年2月		4	7			11	0	11
令和3年3月		19	6		2	27	4	31
令和3年4月	1	102	78	3	16	200	31	231
令和3年5月		87	62	5	14	168	22	190
令和3年6月		4	2		6	12	2	14
令和3年7月		13	38		6	57	2	59
令和3年8月	4	231	138	10	68	451	30	481
令和3年9月	6	228	128	8	38	408	13	421
令和3年10月	4	29	23	1		57	1	58
令和3年11月		12	3		1	16	0	16
令和3年12月		3				3	1	4
令和4年1月	1	274	255	10	75	615	60	675
合計	16	1126	835	39	238	2254	189	2443
令和2年度累計	0	143	108	2	14	267	27	294
令和3年度累計	16	983	727	37	224	1987	162	2149

【参考】神戸市における感染者数の状況

新規感染者数の推移



## 神戸市立学校園の学級閉鎖等の状況（新型コロナウイルス関連）

神戸市立学校園における学級閉鎖等の状況をお知らせします。

### 1. 学級閉鎖等の状況（令和4年1月20日現在）

	学級閉鎖	学年閉鎖	臨時休業
幼稚園	—	—	—
小学校	59校 87学級	26校 28学年	1校
中学校	25校 46学級	11校 13学年	2校
特別支援学校	5校 7学級	1校 1学年	—
高等学校・高専	3校 9学級	2校 2学年	—
計	92校 149学級	40校 44学年	3校

※学級閉鎖の学級数には、学年閉鎖・臨時休業により閉鎖している学級数を含まない。  
 ※義務教育学校の前期課程は小学校に、後期課程は中学校にそれぞれ含む。（以下同様）  
 ※風評被害を防止する観点から、学校名の公表は差し控えることとします。

### <学校園での児童生徒の受け入れ>

学級閉鎖等の場合に、家庭での見守りが困難であれば、原則として学級閉鎖等の3日目以降にPCR検査等を受検し、陰性が確認された場合に、当該校において受け入れを行います。

### 2. 感染不安等で登校園できなかった児童生徒等の人数

	1月11日	1月17日	在籍数
幼稚園	2名	5名 (0.4%)	1,282名
小学校	443名	657名 (0.9%)	73,524名
中学校	41名	88名 (0.3%)	34,131名
特別支援学校	5名	31名 (2.7%)	1,158名
高等学校・高専	13名	10名 (0.1%)	7,004名
計	504名	791名 (0.7%)	117,099名

※（％）は在籍数に対する割合

### 3. オンラインによる学習支援

学級閉鎖等となった学校の児童生徒や感染等により登校していない児童生徒、感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、学習保障や学校とのつながりの確保の観点から、オンラインによる個別面談や朝の会、オンライン授業、授業ライブ配信、デジタルドリル、プリント教材等を組み合わせながら、学習支援に取り組んでいます。

## 市立学校園の対応について

令和3年9月30日

令和4年1月18日

神戸市教育委員会

本市を含む兵庫県について、令和3年9月30日をもって「緊急事態宣言」が解除されることが決定された。市立学校園においては、引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

### 1. 基本方針

- (1) 感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動については、感染症対策を実施する。
- (3) 感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援の実施等により、学びを保障する。

### 2. 感染防止対策の徹底

- (1) こまめな手洗いやマスクの着用、換気を徹底する。
- (2) 児童生徒等も教職員も、毎日の登校園・出勤前の健康観察を徹底する。本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
- (3) 給食及び昼食時は、以下の対応を徹底する。
  - ① 食事の前後の手洗いを徹底する。
  - ② 飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。
  - ③ 食事をする時以外は、必ずマスクを着用する。

### 3. 学校活動

#### (1) 学習活動

##### ① 歌唱・合唱

- ・ 歌唱や合唱は、国の通知等を踏まえ、マスクを着用し児童生徒同士の間隔を十分確保すること等感染防止対策を徹底した上で行う。なお、練習時間は短くし、マスク着用により息苦しくなる場合は、児童生徒の体調に十分配慮し活動を中止する。

##### ② 体育

- ・ 「児童生徒が密集する運動」、「近距離で接触する運動」は、できる限り屋外で実施し、少人数で行ったり、時間や回数を絞る等、指導計画を工夫する。なお、「児童生徒が近距離で組み合う運動」については、当面の間実施しない。

### ③調理実習

- ・児童生徒が近距離で活動する調理実習は、学級を2分割し活動人数を絞る等の感染対策を講じた上で実施する。

### (2) オンラインによる学習支援等

- ・感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、保護者の希望を踏まえ、1人1台の学習用パソコン等を活用したオンラインによる学習支援（オンラインによる個別面談・指導、授業ライブ配信等）を実施する。（小学3年生以下の児童の場合は、保護者のサポートがあることを前提とする。）
- ・オンラインによる学習支援を希望しない場合にも、デジタルドリルや紙の教材等により家庭学習を支援する。
- ・いずれの場合も、きめ細やかに学習状況や健康状態の確認を行う。

### (3) 学校園行事等

#### ①延期または中止とする行事

- ・修学旅行・野外教育活動・自然学校など泊を伴う行事
- ・授業参観、保育参観、部活動説明会、学校公開など保護者等が来校する行事  
ただし、個別懇談会・三者面談会・進路にかかる懇談会や新入学生説明会等については、分散開催など実施方法を十分に工夫し、感染防止対策を徹底した上で実施する。

幼稚園の生活発表会については、発達段階を踏まえ、感染防止対策を徹底した上で実施する。

#### ②感染防止対策を徹底した上で行うことができる行事

- ・泊を伴わない校外学習  
原則、実施場所は原則市内または隣接市町とする。
- ・運動会、音楽会、発表会等  
感染防止対策を徹底した上で、児童生徒のみで実施する。

#### ③期間

令和4年1月24日以降

1月23日までに実施予定の行事については、神戸市及び目的地の感染状況を踏まえ、保護者の意向を十分に確認した上で、実施の可否を判断する。

### (4) 部活動

#### ①中学校・義務教育学校

- ・平日週4日間、各日2時間以内、土日いずれか1日、3時間以内とする。
- ・対外試合等（公式戦を除く。）については当面の間、行わない。
- ・合宿は、当面の間、市内外を問わず行わない。
- ・3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式戦等を除き、参加を禁止する。
- ・中体連及び中央競技団体等が主催する公式戦等については、主催者の行う感染防止対策を確認し、その徹底を図る。

#### ②高等学校

- ・平日週4日間、各日2時間程度、土日いずれか1日、3時間程度とする。
- ・対外試合（公式戦等を除く）、合同練習については、不可とする。

ただし、公式戦等に参加のための練習試合等は可（活動場所は県内に限る）。

- ・合宿は、当面の間、市内外を問わず行わない。
- ・3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式戦等を除き、参加を禁止する。
- ・高体連・高野連・文化関係連盟・中央競技団体が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）等への参加に当たっては、感染防止対策を確認し、その徹底を図る。

#### 4. 心のケア等

- ・新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮する。
- ・学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

#### 5. 学校施設開放事業

- ・感染防止対策を徹底した上で利用を可とする。

#### 6. 教職員の服務及び研修等

##### （1）不要不急の外出の自粛及び20時以降の勤務の抑制

- ・感染拡大防止の観点から、人出の多い場所への外出・移動は極力避ける。
- ・緊急時の対応等を除き、遅くとも20時までに教職員が退勤できるよう、効率的な業務遂行に努める。なお、定時制高等学校及び夜間中学校においては、勤務時間終了後、速やかに退勤するように努める。

##### （2）フレックスタイム制の利用

- ・通勤中の人と人との接触機会の低減を図るため、学校園の運営に支障がない範囲でフレックスタイム制の利用により、積極的に時差出勤を行う。

##### （3）研修等

- ・感染防止対策を徹底した上で集合研修の実施を可とする。

#### 7. 社会教育施設

- ・青少年科学館については、金曜日・土曜日・日曜日・祝日は19時まで、月曜日から木曜日（祝日除く）までは16時半までの開館とする。